

## 第 17 号

## 徳島県立大鳴門橋架橋記念館等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 29 年 11 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立大鳴門橋架橋記念館及び徳島県立渦の道                            |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市南末広町 4 番54号<br>株式会社ネオビエント及び一般財団法人徳島県観光協会参加グループ |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成30年 4 月 1 日から平成35年 3 月31日まで                     |

## 提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。